

第35期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年1月28日（木曜日）

午前10時開会（受付開始 午前9時30分）

場所

鹿児島県鹿児島市城南町8番1号

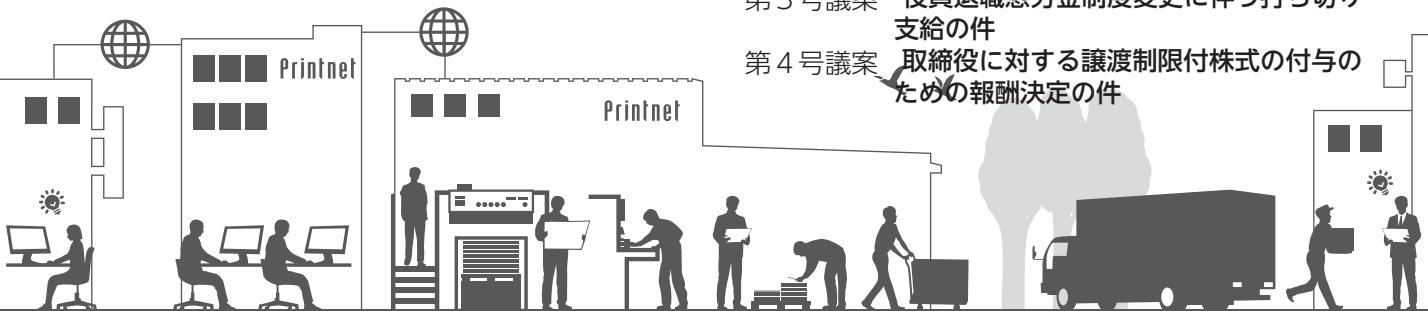
グランラッセレ鹿児島2F マリノビスタ

目次

■ 第35期定時株主総会招集ご通知 ……………	1
（添付書類）	
■ 事業報告 ……………	3
■ 計算書類 ……………	19
■ 監査報告書 ……………	22
■ 株主総会参考書類 ……………	26

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 役員退職慰労金制度変更に伴う打ち切り支給の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



証券コード 7805
2021年1月12日

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市城南町10番7号
プリントネット株式会社
代表取締役社長 **小田原 洋 一**

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年1月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島県鹿児島市城南町8番1号
グランラサーレ鹿児島2F マリノビスタ
3. 目的事項
報告事項 第35期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 役員退職慰労金制度変更に伴う打ち切り支給の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://printnet.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成に際して監査した計算書類には、本添付書類の記載のもののほか、この「計算書類の個別注記表」も含まれております。

また、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://printnet.jp>）に掲載させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかに回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

印刷業界につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響から、イベントの自粛、インバウンド需要の落ち込み、テレワークの拡充から、印刷需要が落ち込んでおります。また、電子メディア等の普及による紙媒体の需要減少に加え、過当競争による受注金額の下落など、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社は固定費の削減を目的として、生産拠点の集約化を行い、東京西工場並びに九州工場の2拠点体制としております。

当事業年度において、印刷売上高は7,885百万円（前期比0.3%減）（パートナー企業への印刷売上高は、3,197百万円（前期比1.6%増）、パートナー企業以外の会員の印刷売上高は4,688百万円（前期比1.6%減）となりました。当社の売上高は、2020年3月後半から前年同月比でみて落ち込み始めましたが、2020年4月を底として2020年10月には前年同期比94.7%と一定の回復が見られております。

新規会員数は23,356社（内、2019年11月1日付で株式会社新晃社から譲受けた「ネットDEコム」事業からの新規会員獲得数2,451社を含む）（2020年9月14日に発表した予想における通期累計新規会員数に対する進捗率99.1%）であり、パートナー企業以外の新規及び既存を含めた会員1社当たりの平均売上高は29,316円（前期比17.0%減）となっております。なお、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響から広告宣伝活動費用も見直したこともあり、1社当たりの新規獲得に係る広告宣伝活動における単価は6,433円（前期比24.2%減）となりました。

以上の結果、売上高は7,947百万円（前期比1.9%減）、営業損失は76百万円（前事業年度は47百万円の営業損失）、経常損失は58百万円（前事業年度は39百万円の経常損失）、当期純損失は102百万円（前事業年度は2百万円の当期純利益）と減収減益となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、自社生産能力の向上を目的として、総額546百万円の設備投資を実施いたしました。

主な投資といたしましては、製造設備の強化に伴う機械装置として東京西工場346百万円及び九州工場29百万円の設備投資を実施いたしました。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関より長期借入金815百万円、並びに短期借入金として750百万円の調達を実施いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第32期<br>2017年10月期 | 第33期<br>2018年10月期 | 第34期<br>2019年10月期 | 第35期<br>(当事業年度)<br>2020年10月期 |
|------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売 上 高                                                | 6,848,390 千円      | 7,387,410 千円      | 8,097,803 千円      | 7,947,889 千円                 |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)                                    | 657,429 千円        | 772,358 千円        | △39,981 千円        | △58,970 千円                   |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )                     | 408,860 千円        | 502,389 千円        | 2,283 千円          | △102,128 千円                  |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) | 92.42 円           | 111.56 円          | 0.42 円            | △19.18 円                     |
| 総 資 産                                                | 4,612,880 千円      | 6,106,051 千円      | 7,749,535 千円      | 8,242,416 千円                 |
| 純 資 産                                                | 1,486,783 千円      | 3,264,293 千円      | 3,266,576 千円      | 3,031,646 千円                 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額                                    | 332.58 円          | 597.81 円          | 598.23 円          | 582.27 円                     |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境につきまして、印刷業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による各種イベントの中止や自粛、また、インバウンド需要の低下やテレワークの普及等により、印刷物需要が大幅に減少しました。当社の売上高は2020年3月後半から前年同月比で落ち込み始めましたが、2020年4月を底として2020年10月には前年同月比94.7%と一定の回復が見られているものの、コロナ禍以前の需要回復には至っておらず、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況下で、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

##### ① 印刷材料の購買力の向上

2019年10月期から2020年10月期において、売上高に対する印刷用紙等の材料費の割合は、39.5%から46.6%で推移しております。

今後、競合企業に対する価格競争力を強化するためには、売上高に対する材料費の比率を引き下げる必要があります。そのためには、当社購買部門における仕入管理の強化及び仕入業者間での適正な競争を促していく必要があります。

##### ② マーケティング力の強化

当社は、自社サイトのさらなる売上増加を目標としており、常に商品構成を意識し、新商品の開発やラインナップの充実に努めております。2019年9月にはマーケティング室を創設し、プロダクト戦略に注力することでマーケティング力のさらなる強化を図っております。併せて広告宣伝活動については、引き続きwebを中心としたプロモーション活動を行う予定としており、運用の指標をCPAからROASへと変えつつあります。

インターネット機能をフル活用し、お客様に興味をもっていただき、ご注文頂く。そして、当社のサービスや品質に対する結果で、リピーターになって頂く。このサイクルを継続及び発展させることで、当社独自のマーケティングを確立し、お客様と共に成長していく仕組みを構築していきます。

##### ③ 人材の育成と確保

当社が将来にわたり、事業を継続させ発展していくためには、多様な専門技術に精通した人材、経営戦略や組織運営といったマネジメント能力に優れた人材の確保、当社の中長期的な成長を支える人材育成を継続的に推進していくことが重要な課題であります。そのため、中間層を中心に総合的な研修制度の導入、ジョブローテーション制度やキャリア支援制度を構築し、社員の定着と育成に努めております。

#### ④ 印刷品質のさらなる向上

当社は、2012年7月に一般社団法人日本印刷産業機械工業会（JPMA）が認定する「Japan Color認証制度」による認証を取得しており（東京西工場、九州工場）、精度の高い印刷色を再現することで、品質の安定化を図るとともに、検品体制を強化し、万全の状態で製品をお届けできるよう品質の向上に努めてまいります。

#### ⑤ 情報セキュリティ対策の強化

当社は、インターネットを通じて顧客情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策については当社の重要課題と位置付けております。そのため、個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得いたしました。今後は、これらのシステムにおいて運用レベルの向上を図るとともに、内部統制についても引き続き強化してまいります。

#### ⑥ 環境、社会への配慮

当社が持続的な成長を目指すうえで向上的な利益の確保も重要ですが、その一方、環境や社会へ配慮することも求められており、対応を進めております。オフセット印刷におけるインキのノンVOC化については、他社に先駆け2016年10月期からノンVOCインキ（注）を使用しております。

（注）ノンVOCインキ…構成成分中の高沸点石油系溶剤を植物油等に置き換えて1%未満に抑えたインキ

(5) 主要な事業内容（2020年10月31日現在）

当社は、インターネットによる印刷物及び印刷資材の通信販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年10月31日現在）

| 名 称  | 所 在 地                                                 |
|------|-------------------------------------------------------|
| 本店   | 鹿児島県鹿児島市<br>(登記上の本店所在地)                               |
| 東京本社 | 東京都千代田区丸の内                                            |
| 製造拠点 | 東京西第一工場（山梨県上野原市）<br>東京西第二工場（山梨県上野原市）<br>九州工場（鹿児島県始良市） |

(7) 従業員の状況（2020年10月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 279名    | 36名減        | 34.6歳   | 5.3年        |

(注) 従業員数は就業従業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高        |
|-------------|--------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,114,869 千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 954,341 千円   |
| 株式会社りそな銀行   | 323,816 千円   |
| 株式会社三井住友銀行  | 186,250 千円   |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,500,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,460,400株  
 (3) 株主数 2,208名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                       | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| PNコーポレーション株式会社                                              | 2,000,000 株 | 38.41 % |
| 小田原 洋一                                                      | 748,200 株   | 14.37 % |
| 森田 樹里                                                       | 150,000 株   | 2.88 %  |
| MSIP CLIENT SECURITIES<br>(常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券<br>株式会社) | 130,300 株   | 2.50 %  |
| 株式会社小森コーポレーション                                              | 129,800 株   | 2.49 %  |
| 池谷 誠一                                                       | 120,900 株   | 2.32 %  |
| 株式会社SBI証券                                                   | 97,400 株    | 1.87 %  |
| 金 大鋳                                                        | 82,500 株    | 1.58 %  |
| 赤江 地衣                                                       | 56,200 株    | 1.08 %  |
| 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ<br>株式会社                              | 40,000 株    | 0.77 %  |
| 株式会社アイカ                                                     | 40,000 株    | 0.77 %  |
| 株式会社桂紙業                                                     | 40,000 株    | 0.77 %  |
| 株式会社紙藤原                                                     | 40,000 株    | 0.77 %  |
| 日商岩井紙パルプ株式会社                                                | 40,000 株    | 0.77 %  |
| 株式会社T&K TOKA                                                | 40,000 株    | 0.77 %  |
| ラクスル株式会社                                                    | 40,000 株    | 0.77 %  |

- (注) 1. 持株比率については小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 2. 当社は自己株式を253,800株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                                             |                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銘柄                                          | 第1回新株予約権                                                                                                                                                        |
| 発行決議日                                       | 2016年10月17日                                                                                                                                                     |
| 保有人数<br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>当社社外取締役<br>当社監査役 | 1名<br>1名<br>1名                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数                                     | 230個                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                         | 普通株式 23,000株                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の発行価額                                  | 無償                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額                              | 1個につき612円                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使期間                                  | 2018年11月1日から2022年10月31日まで                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額         | 発行価格 612円<br>資本組入額 306円                                                                                                                                         |
| 新株予約権の主な行使の条件                               | 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。<br>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                              | 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                           |

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の概要  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年10月31日現在)

| 地位及び担当     | 氏名      | 重要な兼職の状況                                                                                          |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 小田原 洋一  |                                                                                                   |
| 常務取締役兼管理部長 | 赤江 地衣   |                                                                                                   |
| 取締役兼製造本部長  | 矢野 剛    |                                                                                                   |
| 取締役        | 本多 淳太郎  | 弁護士法人照国総合事務所所属                                                                                    |
| 取締役        | 西村 誉弘   | リーダーズサポート公認会計士事務所 代表<br>リーダーズサポート税理士法人 代表社員<br>株式会社フルブリッジ 監査役<br>岐阜製版株式会社 監査役<br>株式会社アイ・ピー・エス 監査役 |
| 常勤監査役      | 岡 芳樹    |                                                                                                   |
| 監査役        | 大久保 範俊  | 大久保範俊税理士事務所 代表<br>大久保範俊行政書士事務所 代表<br>Feel Free合同会社 代表社員                                           |
| 監査役        | 上 釜 明 大 | 弁護士法人福元法律事務所所属                                                                                    |

- (注) 1. 取締役本多淳太郎氏及び取締役西村誉弘氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役大久保範俊氏及び監査役上釜明大氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役本多淳太郎氏及び監査役上釜明大氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役西村誉弘氏は公認会計士資格及び税理士資格を、監査役大久保範俊氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|---------------------|
| 白石 純孝 | 2020年1月28日 | 辞任   | 常勤社外監査役             |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、2020年1月28日をもって辞任いたしました監査役白石純孝氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分                   | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------------|
|                        |                | 固定報酬           | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役<br>を除く。) | 59,948         | 59,948         | —      | —     | 4                     |
| 監査役<br>(社外監査役<br>を除く。) | 4,500          | 4,500          | —      | —     | 1                     |
| 社外取締役                  | 5,000          | 5,000          | —      | —     | 2                     |
| 社外監査役                  | 7,400          | 3,383          | —      | 4,016 | 3                     |

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年8月28日開催の臨時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額14,376千円（取締役4名13,776千円、監査役2名600千円）を計上しております。
5. 監査役岡芳樹氏は、第34期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
6. 2020年1月28日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、同総会をもって退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。  
監査役 1名 4,016千円（うち社外監査役 1名 4,016千円）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・ 社外取締役西村誉弘氏は、リーダーズサポート公認会計士事務所代表、リーダーズサポート税理士法人代表社員、株式会社フルブリッジ社外監査役、岐阜製版株式会社社外監査役及び株式会社アイ・ピー・エス社外監査役であります。リーダーズサポート公認会計士事務所、リーダーズサポート税理士法人、株式会社フルブリッジ、岐阜製版株式会社及び株式会社アイ・ピー・エスと当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役大久保範俊氏は、大久保範俊税理士事務所代表、大久保範俊行政書士事務所代表及びFeel Free合同会社代表社員であります。大久保範俊税理士事務所、大久保範俊行政書士事務所及びFeel Free合同会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 本多 淳太郎 | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに出席しております。当該取締役会においては、弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。                                                 |
| 取締役 西村 誉弘  | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに出席しております。当該取締役会においては、公認会計士及び税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。                                    |
| 監査役 大久保 範俊 | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。  |
| 監査役 上釜 明大  | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、豊富な経験を基にした意見や助言等を行っております。          |
| 監査役 白石 純孝  | 2020年1月28日辞任までの毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会においては、上場会社の代表取締役を務めた経験を基に、経営全般における意見や助言等を行っておりました。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2020年1月28日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 監査証明業務に<br>基づく報酬 (千円) | 非監査業務に<br>基づく報酬 (千円) |
|-----------------------|----------------------|
| 13,500                | —                    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は常勤監査役1名及び社外監査役を2名置き、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について定期的に監査を実施する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「情報セキュリティ管理規程」「I SMS マニュアル」に基づき適切に保存し、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス規程、危機管理規程その他の社内規程において、当社のリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

経営企画室内に内部監査担当者をおき、定期的に内部監査を実施することで個別リスクを洗い出し、当社各部署におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することにより、リスクを最小限にとどめるよう対応する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当社は、監査役会が職務を補助すべき従業員を求めた場合、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。
- ⑥ ⑤の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項  
当該従業員は、監査役の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該従業員の人事考課、異動、懲戒については、監査役会の同意を得る。
- ⑦ 当社の監査役の⑤の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び従業員に対して、業務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制  
取締役及び従業員は、随時及び定期的に、その職務及び業務の執行状況その他に関する報告を行う。また、代表取締役は、監査役と定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか、監査役との協議により定めた報告すべき事項について、監査役に報告しなければならない。
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、⑧の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。
- ⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方  
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
- (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- イ 「反社会的勢力対策規程」の運用を徹底する。
- ロ 「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を徹底し、運用体制を強化する。
- ハ コンプライアンス委員会を開催し、反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ニ 新規取引先や顧客等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社は業務の適正を確保するため、以下の具体的取り組みを行う。
- ①当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、法令遵守上のリスク等について情報の共有を行う。
- ②内部監査人が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施する。監査結果については適時、取締役及び監査役に報告する。
- ③当社は個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しており、これらにおいて運用レベルの向上を図り、内部統制の強化を行う。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,585,804	流動負債	2,965,809
現金及び預金	2,066,802	買掛金	695,853
受取手形	16,382	短期借入金	750,000
売掛金	667,997	1年内返済予定の長期借入金	966,658
製成品	7,282	未払金	202,416
仕掛品	23,153	未払費用	114,166
原材料及び貯蔵品	425,205	未払法人税等	15,000
前払費用	10,911	前受金	32,252
未収入金	24,391	預り金	37,933
未収還付法人税	267,086	賞与引当金	12,948
その他の金	6,739	その他の負債	138,580
貸倒引当金	72,727	固定負債	2,244,961
	△2,876	長期借入金	1,862,618
固定資産	4,656,612	ポインツ引当金	95,998
有形固定資産	4,297,055	退職給付引当金	78,144
建物	1,091,930	役員退職慰労引当金	208,071
構築物	70,702	その他	129
機械及び装置	2,460,794	負債合計	5,210,770
車両運搬具	33,274		
工具、器具及び備品	53,144	(純資産の部)	
土地	587,210	株主資本	3,040,076
無形固定資産	101,388	資本	815,722
のれん	96,000	資本剰余金	795,722
商標	622	資本準備金	795,722
ソフトウェア	4,480	利益剰余金	1,552,885
その他	286	その他利益剰余金	1,552,885
投資その他の資産	258,168	特別償却準備金	3,152
出資	75	圧縮積立金	16,385
投資有価証券	41,549	繰越利益剰余金	1,533,346
破産更生債権	13,225	自己株	△124,253
長期前払費用	36,231	評価・換算差額等	△8,430
繰延税金資産	84,152	その他有価証券評価差額金	△8,430
その他の金	94,531	純資産合計	3,031,646
貸倒引当金	△11,596	負債・純資産合計	8,242,416
資産合計	8,242,416		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		7,947,889
売 上	原 価		6,387,098
売 上	総 利 益		1,560,791
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(△)		1,636,961
営 業 損 失	(△)		△76,170
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息		28	
受 取 配 当 金		622	
受 取 賃 料		11,030	
雇 用 調 整 助 成 金		37,843	
そ の 他		6,014	55,538
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息		7,429	
賃 貸 費		2,666	
支 払 賃 借 料		26,993	
そ の 他		1,248	38,339
特 別 損 失 (△)	(△)		△58,970
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益		23,569	
補 助 金 収 入 金		94,586	
保 険 解 約 戻 戻 金		20,731	138,886
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 除 却 損		2,159	
固 定 資 産 売 却 損		2,248	
減 損 損 失		93,621	
工 場 閉 鎖 損 失		107,261	205,291
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	(△)		△125,376
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		9,186	
法 人 税 等 調 整 額		△32,434	△23,247
当 期 純 損 失 (△)	(△)		△102,128

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	815,722	795,722	795,722	14,911	－	1,640,220	1,655,132
当期変動額							
特別償却準備金の取崩				△11,758		11,758	－
当期純損失(△)						△102,128	△102,128
圧縮積立金の積立					16,385	△16,385	－
自己株式の取得							
自己株式の処分						△118	△118
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	△11,758	16,385	△106,873	△102,246
当期末残高	815,722	795,722	795,722	3,152	16,385	1,533,346	1,552,885

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	－	3,266,576	－	－	3,266,576
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
当期純損失(△)		△102,128			△102,128
圧縮積立金の積立		－			－
自己株式の取得	△124,985	△124,985			△124,985
自己株式の処分	731	613			613
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	△8,430	△8,430	△8,430
当期変動額合計	△124,253	△226,500	△8,430	△8,430	△234,930
当期末残高	△124,253	3,040,076	△8,430	△8,430	3,031,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

プリントネット株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都品川区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 伊 藤 肇 ㊞

公認会計士 人見 亮三郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プリントネット株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、定率法を採用していた有形固定資産の減価償却方法について、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月21日

プリントネット株式会社 監査役会
常勤監査役 岡 芳 樹 ㊟
監査役 大久保 範 俊 ㊟
監査役 上 釜 明 大 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化を目的に取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するとともに、事業運営の効率化を図るため、事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までとし、これらに伴う所要の変更をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 印刷物のデザイン、制作、製版、印刷、製本</p> <p>2. <u>各種情報紙及び書籍の企画、制作、販売</u></p> <p>3. <u>事務用機器、印刷機械及びインク、用紙等印刷用消耗品の販売</u></p> <p>4.~6. (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 印刷物のデザイン、制作、製版、印刷、製本</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>印刷機械及び印刷用紙、インク等の印刷資材、印刷用消耗品の販売</u></p> <p>3.~5. (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="319 178 656 202">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="247 238 314 263">(任期)</p> <p data-bbox="231 303 742 400">第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="231 424 737 521">2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="379 563 595 588">第6章 計 算</p> <p data-bbox="247 624 361 648">(事業年度)</p> <p data-bbox="231 684 742 745">第37条 当社の事業年度は、毎年<u>11月1日</u>から翌年<u>10月31日</u>までの1年間とする。</p> <p data-bbox="247 781 505 805">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="231 842 742 902">第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。</p> <p data-bbox="231 926 737 987">2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="247 1023 361 1047">(中間配当)</p> <p data-bbox="231 1084 727 1177">第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>4月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p data-bbox="851 178 1188 202">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="780 238 846 263">(任期)</p> <p data-bbox="763 303 1274 400">第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="772 424 943 449">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="911 563 1127 588">第6章 計 算</p> <p data-bbox="780 624 893 648">(事業年度)</p> <p data-bbox="763 684 1274 745">第37条 当社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>から翌年<u>8月31日</u>までの1年間とする。</p> <p data-bbox="780 781 1037 805">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="763 842 1274 902">第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p data-bbox="772 926 943 951">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="780 1023 893 1047">(中間配当)</p> <p data-bbox="763 1084 1274 1177">第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>(第36期事業年度)</u></p>
(新設)	<p><u>第1条 第37条(事業年度)の規定に関わらず、第36期の事業年度は、2020年11月1日から2021年8月31日までの10か月間とする。</u></p> <p><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 第20条(任期)の規定にかかわらず、2020年1月28日開催の第34期定時株主総会において選任された取締役の任期は、2021年11月開催の第36期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第36期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の間配当に関する経過措置)</u></p>
(新設)	<p><u>第3条 第39条(中間配当)の規定にかかわらず、第36期事業年度の中間配当の基準日は、2021年4月30日とする。なお、本附則は、第36期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役本多 淳太郎氏及び西村 誉弘氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1 新任	佐藤 清一 （1952年9月27日生）	2004年6月 東レ株式会社印写システム事業部（現販売部）顧問 就任（現任）	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2 新任	鈴木 堅 （1973年5月26日生）	2012年10月 株式会社日本名刺印刷設立 代表取締役社長就任 （現任）	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤清一氏及び鈴木堅氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐藤清一氏は、東レ株式会社印写システム販売部の顧問を務めており、印刷関連資材及び企業経営に関する豊富な見識を有する人材であり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 鈴木堅氏は、印刷通販会社を経営しており、印刷業界及び企業経営について豊富な知識と経験を有する人材であり、当社の経営全般について適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 当社は、佐藤清一氏の選任が承認された場合、佐藤氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
6. 佐藤清一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、佐藤氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定です。

第3号議案 役員退職慰労金制度変更に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2020年12月15日開催の取締役会において、本議案及び次の第4号議案が承認可決されることを条件として、役員退職慰労引当金制度を本定時株主総会終結の時をもって変更することを決議いたしました。

これにより、第4号議案が原案通り承認可決されることを条件として、取締役の小田原洋一、赤江地衣及び矢野剛に対し、それぞれ本定時株主総会終結までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度変更に伴う、打ち切り支給をすることにつきご承認をお願いいたします。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とした上で、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏 名	略 歴	
小田原 洋一	1987年7月	当社取締役
	2005年11月	当社代表取締役社長（現任）
赤江 地衣	2016年4月	当社取締役
	2016年11月	当社常務取締役（現任）
矢野 剛	2020年1月	当社取締役（現任）

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年12月24日開催の第29期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

当社は今般、取締役（社外取締役および監査役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、役員退職慰労金制度に代わる株式報酬制度として、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額3,000万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総額は年50,000株以内とし、その1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値（同日における取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにいたします。

なお、現在の取締役は5名（社外取締役2名含みます。）であり、第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は、5名（社外取締役2名含みます。）となり対象取締役は3名となります。

また、これによる当社の普通株式の処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします。（以下「譲渡制限」といいます。）

（2）退任時の取扱い

対象取締役が取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得しません。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が上記(2)に定める任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が完了する前に取締役を退任した場合には、本割当株式の全部について譲渡制限を解除するものとします。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(4) 事業再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とします。）で承認される場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。

また、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場

鹿児島県鹿児島市城南町8番1号
グランラッセレ鹿児島2F マリノビスタ
TEL: 099-225-8000



交通の
ご案内

JR鹿児島中央駅より車で11分(2.2km)
鹿児島市電 いづろ通電停より徒歩13分(1.0km)

プリントネット株式会社

<https://printnet.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。